

令和6年第1回玉東町議会臨時会会議録

令和6年1月17日玉東町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 令和6年1月17日午前10時00分招集

2. 令和6年1月17日午前10時00分開会

3. 令和6年1月17日午前11時14分閉会

4. 会議の区別 臨時会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	総務課長	古閑 康広
産業振興課長	清田 豊	企画財政課長	西浦 仁敏
町民福祉課長	上田 直紹	教育委員会 事務局長	清田 博之

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	塚本 洋子
--------	-------	---------	-------

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 玉東町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 令和5年度玉東町一般会計補正予算(第8号)

日程第5 議案第3号 財産の取得について

日程第6 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会)

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

9番 吉住 貞夫	1番 前田 大樹
----------	----------

開会 午前10時00分

○議長（松尾純久君） ただ今から令和6年第1回玉東町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番、吉住貞夫及び1番、前田大樹君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月17日の1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1月17日の1日に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和6年第1回玉東町議会臨時会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに令和6年第1回玉東町議会臨時会を招集しましたところ、公私とも、御多忙中にもかかわらず、皆様方の御出席を賜り開会できますことに深く感謝を申し上げます。

1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々、御家族、御親族に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災されました多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災者の救済、復興支援に御尽力されている方々に深く敬意を表します。

最大震度7を観測した能登半島地震から2週間が経ちました。1日以降、体に揺れを感じる地震は1,400回近くにのぼるなど、活発な地震活動が続いており、引き続き強い揺れの注意が必要な状況です。一方で、厳しい冷え込みによる低体温症や大雪による二次災害も心配されます。

熊本県は平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興においても、全国から多くの支援をいただきました。本町におきましても、熊本地震で断水した際には、給水車の派遣や支援物資の供給をいただきました。その恩返しとして、被災地の復旧・復興が一日も早く進むよう、被災地への積極的な支援に取り組む所存であります。

それでは、本臨時会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第1号「玉東町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じた改正をするとともに、字句

の整理を行うものであります。

議案第2号は、「令和5年度玉東町一般会計補正予算（第8号）」です。既定の予算額に4,060万2,000円を追加し、補正後の予算総額は66億5,546万円となります。

今回提案します補正予算の主なものについて申し上げます。

令和6年能登半島地震に対し、総務省における「応急対策職員派遣制度」に基づき、被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口(たいこう)支援方式」による職員派遣が進められており、要請があった場合、本町から被災地へ派遣する職員の旅費を計上しております。

令和5年12月22日に閣議決定された「住民税均等割のみ課税世帯」及び「住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子ども」への追加支援に係る経費を計上しております。均等割のみ課税世帯への給付額は、住民税非課税世帯と同様に10万円、18歳以下の子どもが属する低所得世帯への給付額は、子ども1人当たり5万円加算となります。

同じく、国の経済対策による「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、LPガスを使用している世帯へ4,000円の追加交付を行うための経費も今回計上しております。

議案第3号は、財産の取得についてであります。玉東町役場庁舎建設事業に伴う新庁舎内の什器備品設置について、予定価格が1,000万円以上の動産の買い入れをするには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

以上、簡単ながら議案の要旨について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明いたしますので、十分に審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

日程第3 議案第1号 玉東町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第1号「玉東町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） おはようございます。

議案第1号について御説明させていただきます。

議案第1号、玉東町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和6年1月17日提出、玉東町長。

提案理由です。戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じた改正をするとともに、字句の整理を行うためこの条例を制定しようとするものである。

4枚目をお開きください。

新旧対照表になります。玉東町手数料条例第2条の別表中の改正でございます。左の欄が現行、右の欄が改正後案です。改正後の欄の方をご覧くださいと思います。

別表中の1、規定の法律の条項を省略しますとともに字句の整理をするものでございます。またさらに広域交付を追加し、戸籍謄本等の交付手数料と同額の450円とするものです。

下の欄をお願いします。1の2です。新たに条項を追加いたします。

戸籍電子証明書提供用識別符合に係る発行手数料を追加し、1件につき400円とするものです。

下の枠をお願いします。数字の2は、規定の法律の条項を省略し、字句の整理をする変更でございます。

次の欄の3です。規定法律の条項を同じく省略し、字句の整理をするとともに、広域交付を追加し、除籍謄本等の交付手数料と同額とする750円とするものでございます。

次の3の2です。これは新たに追加する項目です。除籍電子証明書提供用識別符合に係る発行手数料を追加し、1件につき700円とするものです。

一番下の欄です。数字の4は、規定の条項を省略し、字句の整理をする変更でございます。

次のページをお願いします。2/2です。

数字の5です。規定の法律の条項を省略し、字句の整理をする変更でございます。

6も同様でございます。

3枚目をお願いします。

附則でございます。施行期日、この条例は、令和6年3月1日から施行する。

概要の方を御説明させていただきます。

戸籍事務の効率化と利便性の向上を図るため、全国市区町村の戸籍情報を連携する新たな戸籍情報連携システムが整備され、令和6年3月1日から、次に掲げる二つのサービスを提供いたします。

一つ目が、今まで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても発行可能となる広域交付が提供されます。

2点目です。他の行政機関への手続きに添付する資料で、戸籍謄本等にかわる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とする識別符合の発行が始まります。

この二つのサービス提供に伴い、手数料を改正するものです。

このサービスは、令和6年、本年3月1日からサービス提供が始まります。

以上、御提案申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和5年度玉東町一般会計補正予算(第8号)

○議長(松尾純久君) 日程第4、議案第2号「令和5年度玉東町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 議案第2号、令和5年度玉東町一般会計補正予算(第8号)を御提案します。

予算書を1枚おめくりください。

議案第2号、令和5年度玉東町一般会計補正予算(第8号)。

令和5年度玉東町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正) 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,060万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,546万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月17日提出、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、補正を行った款項の区分のみ説明いたします。

1 ページの一番下です。

10款、1項、地方交付税、2,841万2,000円を追加します。

2 ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3,385万2,000円を追加します。

15款、県支出金、2項、県補助金、315万円を追加します。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、2,481万2,000円を減額します。

3 ページ目です。

歳入合計、補正前の額に4,060万2,000円を追加し、66億5,546万円といたします。

続いて、予算書4ページ目をご覧ください。

歳出です。2款、総務費、1項、総務管理費、810万円を追加。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2,064万6,000円を追加、2項、児童福祉費、1,005万6,000円を追加。

6款、農林水産業費、1項、農業費、70万円を追加。

5 ページ目です。

10款、教育費、5 項、社会教育費、110万円を追加。

歳出合計、補正前の額に4,060万2,000円を追加し、66億5,546万円といたします。

それでは、予算書の方は8 ページ目をご覧ください。詳細について御説明していきます。

2、歳入、10款、地方交付税、1 項、地方交付税、1 目、地方交付税は、2,841万2,000円を追加します。説明欄です。普通交付税とありまして、追加交付分となります。交付税算定の臨時費目の追加に伴うものであります。

14款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金は、3,385万2,000円を追加します。説明欄です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でありまして、国が進める総合経済対策に係る交付金となります。充当先としましては、2 款、総務費のLPガス支援事業及び3 款、民生費の住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業と、低所得者の子育て世帯に対する給付金事業の方に充当することとしております。

15款、県支出金、2 項、県補助金、1 目、総務費県補助金、315万円を追加します。物価高騰対応生活者支援交付金であります。充当先は2 款、総務費のLPガス支援事業の方に充当します。

18款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金、2,481万2,000円の減であります。歳入余剰分につきまして、本基金繰入金を減額することで調整しております。

続いて、9 ページ目をご覧ください。歳出です。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、180万円を追加します。説明欄です。一般管理費、普通旅費といたしまして、こちらは令和6 年能登半島地震の被災市町村への人的支援に係る旅費となります。職員10名分の旅費を計上しております。180万円であります。6 目、企画費は、630万円を追加します。説明欄です。LPガス使用世帯支援事業であります。こちらはLPガス料金支援の延長分となります。今回の支援額は、1 世帯当たり4,000円となります。

こちらの事業費につきましては、令和6 年度に繰り越して使用を予定しております。申請期間としましては、案といたしましては、今年4 月から6 月までの申請期間ということ想定されているようです。630万円の見積もり内訳ですけれども、4,000掛けるの1,200世帯プラス事務費等を含めまして、630万円を予算見積もっております。財源につきましては、先ほど申しあげました14 款の国庫補助金、そして15款の県補助金、2 分の1 ずつを財源として充てることを考えております。

続いて、3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費は、2,064万6,000円を追加します。説明欄です。住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金事業であります。こちらは国の総合経済対策で、物価高の影響を受けている生活者の支援を行うのであります。対象は、住民税の均等割だけ納めている世帯でありまして、給付額は1 世帯当たり10万円です。財源といたしましては、14款の国庫補助金を充てることとしております。

事業費の内訳ですけれども、まず時間外勤務手当が5 万円、消耗品費5 万円、印刷製本費5 万円、通信運搬費が3 万4,000円、振込手数料2 万2,000円、システム改修委託料が44万円です。給付金が2,000万円でありまして、10万円掛けるの200世帯で見積もっております。

続いて、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、1,005万6,000円を追加します。こちらは低所得者の子育て世帯に対する給付金事業でありまして、こちらも同様に国の総合経済対策の一環です。対象は低所得者の子育て世帯で、該当世帯の18歳以下の子ども1人当たり5万円が支給される内容です。財源としましては、14款の国庫補助の方を充てる予定にしております。内訳ですけれども、通信運搬費が3万4,000円、振込手数料が2万2,000円、給付金が1,000万円で、5万円掛けるの200人で見積もっているところです。

続いて、予算書10ページ目をご覧ください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、農業総務費は、70万円を追加します。委託料でありまして、求人アプリ開発委託料です。繁忙期における農家の人手不足を解消するアプリの開発経費として70万円を計上しているところです。

続いて、10款、教育費、5項、社会教育費、3目、文化財保護費は、110万円を追加します。説明欄です。二俣古閑砲台跡維持工事費として110万円です。こちらは工事内容の変更に伴い110万円を追加しているところです

以上、御提案いたします。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 9ページですかね、9ページの一番上、説明欄の180万ですか、これは災害支援で行かれるとのことだったですかね。10名とかって聞きましたけど、その方たちが要請があったら行かれると思うんですけども、それは業務内容としては行政業務の代行としてあたるのか、被災地に赴いて労働的なことをやられるのか、あるいは、逆にその10名というのはどういう職員の中で選ばれるのかなど。

先ほど町長からの説明の中に、「対口(たいこう)支援方式」とありましたけれども、これと絡めて説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

まず、業務内容につきましては、被災地に入りまして避難所の運営の手伝い、それから罹災証明の発行が主な業務内容となっております。それからこの10名の選定方法ですが、今現在、職員の方にまず希望を取りました。災害地に行って支援をされる方の。その中で今現在5名の職員が手を挙げております。10名分を組んでおりますが、今後当然また増えてくる可能性がありますので、あらかじめ一応あと5名分を余計に組んだというところです。大体1人当たり18万円ぐらい概算でかかります。ただ、まだ道が全然復旧されておられないのでどうなるか分かりませんが、概算で1人18万円の10名分ということです。

それから対口支援ということでございますが、これはまず被災地側からまず要請をされますブロックごとに、近畿ブロック、中国ブロック、九州ブロックという具合に、そして被災地の市町村と一体になってですね、そちらのほうに入って支援をする形になります。今現在、本来なら15

日、今週の月曜日から派遣の準備を進めておりましたが、まだ被災地のほうから支援要請がまだ来ておりません。まず九州ブロックのほうにですね。当然熊本県のほうにも来ておりませんので、その派遣の内容が少しまたずれてきます。大体今年度分、3月分までで10班を県の方は、班で10班ですね、1班20名の10班を計画されておりましたが、ちょっとまだずれてきておりますので、今後ちょっとずつずれてきまして、多分早ければ2月頭からのスタートになるかなと思います。

今現在、第1班目が2名ですね、第2班が1名、第3班が2名の要望が出ておりますので、その分はまだ確保しております。その後また要望があったときに、職員のほうに追加要望を、派遣を行きたいという要望を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 過去に被災地に行かれた職員の方の話をちょっと聞いたことあるんですけども、その経験者を優先するのか、あるいは、なるべくみんなに経験させたいということではそれはこだわらないのか。それともう一つ、期間もある程度決まっていると思うんですけども、それよりもロングランになった場合は、途中で帰って入れ替えとか、あるいはロングランになってもそのまま往復の旅費なんかを節約するためにずっと向こうに駐在するのか、そのへんをもう少しお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

まず経験者かどうかということでございますが、経験者問わず全職員に希望調査を行っております。中には経験者もおりますので、そういった類をこちらからの県のほうに出す場合に、経験者というふうなことは付けて出すことになっております。

それから期間でございますが、第1班、第2班とありますが、まず8日間です。8日間の決められた期間で、班を交替交替でですね、1日は引き継ぎでかぶりますが、8日間の期間で交替交替で行くようになっております。

以上です。

（長期間になった場合は。）

長期間になった場合ですが、これもまだ分かりませんので、今後県のほうからの要望等がありましたらですね、また順次要望をかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） もう大体いいんですけども、もう一つ、例えば、第1班、第2班でまた繰り返していくんですけども、4、5とこうなった場合は、同じ人が行く可能性もあるのか、10名全然別の人が行くのかというのをもうちょっと。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今後期間が延びてですね、要望を取りますが、当然業務等の関係もありまして同じ職員が行くこともあるかと思いますが、これはそのときの職員が希望する者とい

うことをございますので、そのへんはちょっとまだはっきり分かりませんが、なるべく幅広く要望は取りたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 林議員とダブりますが、職員派遣の件ですね、これはちょっとお願いなんです、やはり職員の方が向こうに行かれたらですね、被災地の現状をですね、現状と業務、そのあたりをですね、映像に撮ってですね、よければLINEあたりで送ってもらって、今の現状はこうなつとりますよということをですね、役場とかいろんなところでですね、写真あたりを貼りだしてもらってですね、職員も頑張つとるということをですね、まずは町民の方に伝えてほしいです。これは要望ですね。

それとですね、あと10ページの文化財保護費110万円ですね、この中身をもう少し詳しくお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

今回の事業は、現在二俣古閑の砲台跡の維持整備工事業を行っております。そこで10月から事業を開始してありましたところ、途中で仮設道路の整備、それから盛土を行うことにしていましたが、その盛土を運搬する際に、10トンダンプで当初は入れるところが10トンダンプではそこまで持って行けない道幅だったり、道の許容範囲がですね、できませんでしたので、一旦仮置きをして、そこから4トンダンプで運搬することになりまして、その分が工事費が契約していた予定よりも高くなりましたので、ちょうどそれが判明したのが11月になりましたので、改めて予算を組むには時間もかかりますことから、そこは芝張りを最終的にはする予定だったんですけども、その芝張りを改めて追加でかかる費用分を少なく芝張りをするので工事を進めておりました。少なくなった部分は、そもそも来年度の当初予算で計上しようと思っておりましたが、このたび臨時議会がございましたので、こちらのほうに御提案させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 分かりました。今ですね、工事をされよるですね、山砂を大量にされておりますが、大体今の工事の金額はちょっと頭の中で忘れましたが、大体幾らだったですかね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） もともとの工事の契約金額は830万5,000円でございます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私も近くを通るんですが、非常に厚く山砂をですね、入れられております。やはり地元の方からですね、やはり最初にみかんの木が植わつとったときにですね、切られ

たですね。もう少し根元のほうからでもですね、切っとけば、あれだけ多く山砂を入れんでよかったですらだいていうふうなこともですね、結構聞きますので、やはり、最初からですね、どういう仕上がりをする、それによって工事をですね、きちんと、きちんとというか、みかんの木を切るときも根っこのほうから切ってですね、するとか、そしたら山砂をですね、大量に入れんでもですね、よかったっじゃなかるかというような意見もあります。でですね、やはり工事にはお金がかかるというふうに思いますが、やはり、当初の予算内ではですね、できるだけ収まるようにですね、してもらいたいというふうに思います。

最後に芝を張ると言われましたが、芝はもう3月までには全部張り終わられますかね。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、清田博之君。

○教育委員会事務局長（清田博之君） 今のところ工期の変更は考えておりませんので、2月末までの完了というふうに計画をしております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 二俣のですね、遺跡群の方もきれいになっておりますので、あとはですね、いろんな活用方法をですね、検討なされて、良い史跡にしてもらいたいというふうに思います。

それと、先ほど写真の関係ですよね、やはり住民の方はですね、職員が行つとられることもなかなか分かれまませんので、よかったですらですね、今はLINEあたりで送ってもらえばですね、すぐに映像も出されますのでね、そういうことをしながらですね、被災地を忘れちゃいかんよと、そして職員も頑張つとりますよというようなことをですね、町民の中にですね、発信してもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

被災地の状況を町民の方へということでございますが、当然こちらの職員が旅費を使って行きますので復命令書は当然もらいますが、被災地の状況等を町民の方へということですが、一応プライバシーにいろいろ配慮したところで、出せるところは出してもいいのかなと考えておりますが、できるところだけでよければですね、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） はい、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 歳出の9ページをお願いします。

その中の3款、民生費、1項、社会福祉費、1目の社会福祉総務費の説明欄のところ、住民税均等割課税世帯、先ほどですね、委員会のほうで総務課長より、200世帯分ということをお聞きしましたが、この200世帯のガイドラインはどういった金額になっているのでしょうか、伺います。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

まず住民税非課税世帯という定義は、住民税の中で所得割と均等割という二つがあります。どちらも非課税の課税がかからない世帯が住民税非課税世帯という一般的に表現しております。均等割だけかかる世帯というところの線引きでございますが、こちらは扶養の数とか諸々諸経費であったり、一人一人課税の状況が違いますので、何とも言えないところなんですけど、仮にちょっと1人の給与所得者で申しますと、給与収入が1人だけで93万円以上の方はこの均等割が課税されるというところが、ちょっとほかに扶養者がいない場合ですね。いろいろ扶養者1人とか2人とか、配偶者がいたりするとみんな全然課税の状況が違うので何とも言えないんですけど、具体的にはそのようなところですので、以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、今、説明がありました93万円以上、そこがガイドラインの線になるわけですか。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 以下の場合には非課税世帯になって。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 93万円以下が非課税世帯というガイドラインになるわけですね、個人の場合は。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） そうですね、はい、そういうところなんです。ちょっと課税状況が人それぞれなので、申告等で課税が変わってきますので、そちらは税務課の申告で、その1年間の所得に応じてシステムがはじき出しますので、それをもとに給付を、対象者をしぼって給付するというシステムになりますので、詳細については私は、ちょっと以上です。

（分かりました。）

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それでは、10ページ、6款、農林水産業費の中の4目、農業総務費の中の求人アプリ開発委託料70万円、非常に厳しい状況に求人というのがなってきております。そこでちょっとこの件について少し説明をいただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

町ではみかんとか梨とか、ハニーローザ、フルーツの生産が盛んでありますが、収穫時期になりますと人手が、もう今まで雇われていた方が高齢化になって、人手が少なくなっているということが課題であるというふうに町の方でも考えております。

そこでですね、人手不足の解消といたしまして、何かできないかということでですね、農業収穫のバイトのですね、農業者とバイトに来られる方のマッチングができないかということで、ア

プリの開発を考えていまして、崇城大学にですね、アプリができないかということで相談したところですね、できることは可能ですけど、設計等とかにですね、まず話してから開発に向けて考えていきたいということで、今から崇城大学とですね、中身については話していくんですけど、その中でどうしても開発費というのが、学生とかを使ってするので必要になってくるということでありましたので、企業だとですね、300万以上かかる、開発にはかかりますけど、学生を使ってやりますのでそこらへんは抑えてできるということで、70万ぐらいあればですね、できるだろうというところで伺っていますので、もし開発ができるようであれば、予算を使ってですね、今年度中にですね、開発を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 以前、白石さんという方が、求人をするような形、あれはアプリではなかったっすよね。どうですかね、あの件。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂村議員の御質問にお答えします。

令和2年度でしたか、協力隊の白石隊員が在籍したときにですね、これはホームページ上で求人情報のそういった仕組みを作って、あれはアプリではなかったです。そういった経緯でした。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） つい最近ですね、私も一つ情報、明確な情報ではありませんが、ちょっと耳にはさんだのが、玉名市で多分ですね、認定農業者だったと思います。登録をすることによってこのような求人をマッチングできるようなことが今、行われていると。これは市町村ごとにこういった形を動きをされているわけですよ、多分。多分そういった形で玉名市はそのマッチングアプリを立ち上げて、そこに登録することによって求人をですね、マッチングできるようなことの説明はもう既にあると、ということでした。

うちはそういった形で、認定農業者だったら県下一斉でもいいんじゃないかなあというふうに思いますけれども、そのところの情報が私もちょっと明確ではありませんので、そういったことが既に玉名市では行われていると、天水町で、ということでしたので、今回ここに単独で町としてのアプリをとということでされているということですので、そこは市町村ごとの対応かなあって、そのところを少し、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 既にですね、マッチングアプリというのは、タイミーというマッチングアプリがあるんですけど、そちらのほうがマッチングの成功した場合にはですね、3割の手数料が支払わなければいけないということでですね、実際に7,500円でやっていたのが、支払うときには1万は支払わなければいけないということでですね、有料のアプリになってきますので、考えているのは、無料でできるアプリができないかということでですね、考えております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時01分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第3号 財産の取得について

○議長(松尾純久君) 日程第5、議案第3号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) 議案第3号について御提案いたします。

議案第3号、財産の取得について。

財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。令和6年1月17日提出、玉東町長。

1、財産の表示、別添のとおり。後ほど御説明いたします。

2、取得の目的、玉東町役場庁舎建設事業に伴う新庁舎内の什器備品設置。

3、取得価格、9,079万9,500円。

4、相手方、熊本市南区御幸笛田2丁目15番1号、玉東町役場庁舎建設事業共同企業体合同会社、代表社員、株式会社吉永産業、職務執行者、吉永隆夫。

提案理由、予定価格が1,000万円以上の動産の買入れをするには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

2枚目の参考添付資料をご覧ください。

2枚目については仮契約書になります。現在のところ、令和6年1月11日付けで仮契約を交わ

している段階であります。

続いて、3枚目以降をご覧ください。財産に関する表示の説明をしたいと思えます。

3枚目から5枚目、A3サイズですね、折り込みの資料のほうを御準備ください。

図面を用意しております。この図面の右上の方にですね、今回調達します物品名と数量のほうをですね、表示しております。図面の方には赤い線で図してありますけれども、こちらにですね、この当該備品の設置をする箇所というふうなことになります。

まず1枚目です。

これ1階部分です。1階部分の民間テナント入居フロアでありまして、こちらの左下部分ですね、あるまちスペースといいまして、交流スペースとなります。こちらには、右上のほうにありますけれども、カフェテーブル10台、ほか、以下の備品のほうを設置することとしております。

続いて、次の4枚目をご覧ください。

4枚目がですね、行政等の2階部分のフロアになります。右側の方に執務エリアがありますけれども、執務エリアにつきましては、右上部分です。デスク一式、以下ご覧のような什器備品設置します。そして、この執務エリア以外のその他のエリアにつきましては、移動棚一式、ほかですね、以下の什器をですね、据えることとしてしているところです。

最後に3枚目をご覧ください。

こちらは3階部分の行政フロアになります。図面の右下部分が執務エリアでありまして、執務エリアに関しましては、こちらデスク一式ほか以下の什器備品、そして執務エリア以外の部分につきましては、移動棚一式、ほか以下のご覧のようなですね、什器備品を設置することとしてしているところです。

最後に補足説明ですけれども、この什器備品設置業務に係る今後のスケジュールについてですが、この議案について御議決いただければ、直ちに本日付け、1月17日付けで本契約の方を締結させていただきたいと考えております。その後、今週土曜日、1月20日からですね、2階と3階に設置予定であります移動棚のレール設置工事が予定されているところです。

なお、この本業務に係る予算につきましては、令和6年度に繰り越して使用することを想定しております。

そして、工事の方は3月末の建物本体工事の竣工を経て、今年の4月にですね、各フロアに先ほど申し上げました什器備品の設置をですね、行うことを予定しております。

以上のとおり御提案いたしますので、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 確認のためにですね、折り曲げてあるやつの中、2階什器リストですね、耐火金庫4台というのはどういう使い道なんですかね。例えば同じ場所に並べて置くのか。並べて置いたとしても何かの分類で変わってくるのか、そのへんをちょっと。

○議長（松尾純久君） 町民福祉課長、上田直紹君。

○町民福祉課長（上田直紹君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

耐火金庫の配置ですけど、ちょうど一番右端の真ん中ぐらいの枠囲みがありますけど、ここが書庫のスペースでございます。そこに新たに耐火倉庫というところで、壁際、左の壁際のほうに耐火金庫を設置しまして、その耐火金庫に入れる書類としましては、戸籍の帳票、除籍の帳票あたりを、永久保存する書類等をその耐火倉庫の中に収納する予定にしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 書類というかそういうのでしょうか。それが4個分じゃなくて、例えば金券、金を入れるところもあるわけでしょう。そういうことではないのかな。金とか有価証券とか取引契約とかって、そういう分類というのはあるのですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 今回ですね、耐火金庫の方は5台ですね、購入することとしておりまして、今、町民福祉課が申し上げたのが、倉庫には4個の耐火金庫をですね、用意しています。もう一つですね、会計室の方にですね、耐火金庫を設置することを予定しておりますので、今、議員がおっしゃられた分の処理についてはですね、恐らく会計室の方の耐火金庫でですね、保管することになるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それはこれには載っていないということ。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の質問にお答えします。

2階フロアのですね、左側の方、西側の方の上にですね、会計室の執務スペースがありますので、そちらにですね、会計室がありますので、そちらの方に。

（リストは載っているでしょう。）

あります。はい、あります。リストでしょう。リストは執務エリアの1番の下から二つ目にあります。位置については会計室の方に据える予定です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ私が最初聞いた4台というのは、あなたの管轄で、ああそんなにあるんですか、すみません。結局大型金庫でしょうからね。

分かりました。終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 備品は数量等大変多いんですが、大体机とか椅子とかロッカーとか、そういうもので、製造メーカーについては同じ製造メーカーですか。それともこの全備品をいくつかの製造メーカーが作られた備品、そのへんは分かれますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

製造メーカーの各備品ごとのですね、細かいちょっと製造メーカーについては把握をしていないんですけども、ただ、この業務に関してはですね、熊本市にある株式会社金剛というところがこの業務を取り扱っていますので、その金剛がですね、取り扱っているメーカーの備品が備わるということで考えております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 金剛という会社はだれでも知っている会社で、こういう備品はあの会社で大体みんな揃えられるかなあという思いもしますのでちょっと聞いてみたんです。

終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務・経済・建設常任委員会、厚生・文教・税務常任委員会）

○議長（松尾純久君） 日程第6、閉会中の継続調査申出書が各委員長から提出され、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。それぞれ閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程及び会期日程のすべてを終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって、令和6年第1回玉東町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時14分